

# 奈良県立橿原考古学研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立橿原考古学研究所（以下「本研究所」という。）における公正な研究活動を推進するため、研究活動における不正行為への対応に関して必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、研究活動の不正行為とは研究者が公開した研究成果の中に示されたデータ、研究結果又は論文等の捏造、改ざん又は盗用をいう。

- 2 この規程において「捏造」とは存在しないデータ、研究結果等を作成することをいい、「改ざん」とは研究資料、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でない状態に加工することをいい、「盗用」とは他研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- 3 前項に定める不正行為は、意図しないものであっても研究者として払うべき注意義務を怠った結果引き起こした場合を含むものとする。

## (責任体制)

第3条 所長は、本研究所の最高管理責任者として、研究活動における不正防止に努めなければならない。

- 2 本研究所に研究活動不正防止について所長を補佐させるため統括管理責任者を置き、事務副所長をもって充てる。
- 3 本研究所に研究倫理教育責任者を置き、調査部長をもって充てる。研究倫理教育責任者は、研究者に対する倫理教育の推進に努めなければならない。

## (通報窓口の設置)

第4条 研究活動の不正行為に関する通報等を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を置き、企画学芸部長をもって充てる。

- 2 企画学芸部長は、不正行為に関する通報等を受けた時には、統括管理責任者を通じて所長に速やかに報告する。

## (通報等の取り扱い)

第5条 通報は、原則として顕名によるものとし、不正行為を行ったとする研究者あるいは研究者グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ不正とする合理的理由を記載した文書によることとする。

- 2 匿名による通報は、不正行為を行ったとする研究者あるいは研究者グループ、不正行為の態様等事案の内容が記載されている場合は、顕名による通報に準じて取り扱うことができる。
- 3 前2項に定める通報があった場合、統括管理責任者は企画学芸部長の補佐のもと通報内容を確認・精査し、当該結果を所長に報告する。所長は、当該結果に基づき調査が必要と認めた時は、不正行為検証委員会に通知する。
- 4 確認・精査の結果、悪意による虚偽の通報であると判断された場合、所長は当該通報者の公表、処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

## (通報・被通報者の取り扱い)

第6条 所長は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、最終的な調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 2 通報者の地位は、地方公務員の地位・規律を定めた法令及び奈良県規則により保護されるが、悪意ある虚偽の通報と判明した場合はその限りではない。

## (不正行為検証委員会)

第7条 本研究所に、研究者に係る研究活動の不正行為について調査するため、不正行為検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は次の委員をもって組織する。
  - (1) 本研究所企画運営委員会より学識経験者3名
  - (2) 奈良県文化・教育・くらし創造部次長（本研究所担当）
  - (3) 奈良県文化・教育・くらし創造部文化資源活用課長
- 3 委員会の委員長は、前項第1号の委員の中から所長が指名する。

- 4 委員長は、第5条第3項に定める通知があった場合は、委員会を開催して調査に着手するものとする。
- 5 委員会に、法律顧問として奈良県委託弁護士を必要に応じて参加させることができる。
- 6 委員会に、調査の必要に応じて、本研究所外から学識経験者を2名まで臨時委員として加えることができる。
- 7 委員会に関する事務は、企画課において行う。

第8条 委員会に、研究者に係る研究活動の不正行為の通報の合理性、調査可能性について予備調査を行わせるため予備調査部会を置く。

- 2 予備調査部会は次の委員をもって組織する。
  - (1) 委員長
  - (2) 本研究所事務副所長
  - (3) 同企画学芸部長

第9条 委員長は、通報事案について予備調査部会を開催し速やかに予備調査を実施する。

- 2 予備調査部会は、通報事案について委員会による調査（以下「本調査」という。）の要否を判断し、第5条第3項の通知から30日以内に、委員長名でその結果を書面で所長に報告する。
- 3 委員長より本調査不要との報告がなされた場合は、所長は理由を付して通報者に通知するとともに、当該報告書面を6年間保管し、通報者からの請求に応じて開示するものとする。

（本調査）

第10条 委員長は、予備調査部会の調査結果に基づき本調査が必要と判断した場合は、速やかに委員会を開催して本調査を開始するとともにその旨を所長に通知する。

- 2 委員会の委員が、通報に関わる研究において共同研究又は研究協力の関係にある場合は、委員会審議に加わることができない。
- 3 所長は、本調査が開始された場合、その旨と委員会各委員の氏名、所属を通報者及び被通報者に通知しなければならない。
- 4 所長は、本調査に際して通報者及び被通報者に協力を求めることとする。また、当該調査事案に係る研究資金関係機関にも本調査を行う旨を通知する。
- 5 本調査は、通報された研究に関する論文、講演記録、発掘資料、集成資料及び理化学的実験資料等の精査並びに研究者、調査関係者へのヒアリング等によって行う。
- 6 本調査において、被通報者に弁明の機会を与える。弁明には被通報者は弁護士を同席させることができる。
- 7 委員会は、本調査の執行に際し、調査対象となる研究を構成する資料等を保全し、外部研究者による再検証が可能なように措置しなければならない。

第11条 本調査において、被通報者が通報内容を否認する場合には、自らの研究について学問上の適正な方法によって根拠を示し、研究成果の妥当性を説明しなければならない。

- 2 本調査において、被通報者が発掘資料、集成資料、理化学的実験資料等を示すことができない場合は不正行為を認定するものとする。

第12条 委員会は、本調査開始後120日以内に調査結果に基づき不正行為の有無を判定する。

- 2 委員会が不正行為を認定したときは、調査結果に不正の内容及び関与者とその度合いを含めて所長に報告する。所長は通報者及び被通報者に当該調査結果を通知する。
- 3 委員会が不正行為を認定しなかったときは、その旨を所長に報告する。所長は通報者及び被通報者に当該調査結果を通知する。

（不服申し立て）

第13条 不正行為が認定された被通報者は、調査結果通知から14日以内に不服申し立てができる。

- 2 通報者は、前条第3項の通知から14日以内に調査結果に対して不服申し立てができる。
- 3 所長は、通報者又は被通報者から不正行為認定に関する不服申し立てがあった場合は、委員会に通知する。
- 4 委員会は、前項の通知があったときは、申し立ての理由を検証し、再調査の要否を決定する。

- 5 再調査する場合は不服申し立てから原則として60日以内に再調査の結果をまとめる。
- 6 再調査は不要と決定したときは、委員長は不服申し立てのあった日から30日以内に所長に報告し、所長は当該報告から7日以内に通報者及び被通報者に通知する。
- 7 前項の通知については、通報者又は被通報者が所外の機関に属する場合は、当該機関に通知するとともに当該研究に関わる共同研究者、研究協力者がある場合はその所属機関にも通知するものとする。

(調査結果の公表)

- 第14条 所長は、不正行為の認定に対して不服申し立てがなされなかったとき及び再調査の結果不正行為の認定が覆らなかった場合は、委員会の報告に基づき速やかに不正行為に関与した研究者の氏名、不正行為の内容及び不正行為認定に至る調査内容等を公表する。
- 2 所長は再調査の結果、不正行為が認定されなかった場合調査結果を公表しない。

(研究費の支出停止等)

- 第15条 所長は、委員会による本調査の開始決定があった場合は、事務副所長に指示して、通報に関わる研究費の支出を停止する。本調査又は不服申し立てによる再調査の結果不正行為が認定されなかった場合は、所長は事務副所長に指示して、通報に関わる研究費の支出停止を直ちに解除させる。

(不正行為が認定された場合の措置)

- 第16条 所長は、不正行為が認定された研究者に係る研究費の使用中止を事務副所長に指示するとともに当該研究者に論文等の取り下げを勧告する。
- 2 所長は、調査結果を奈良県文化・教育・くらし創造部長及び関係機関に報告するものとする。

(守秘義務)

- 第17条 本規程に基づき研究活動の不正行為の対応に関わるすべて者は、その対応の中で知り得た内容について他に漏らしてはならない。退職後も同様とする。

附則

- 1 この規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は令和2年4月1日に改正する。